

本件事故当時、郡山市に居住していた申立人ら（大人2名）が、避難費用（帰宅費用を含む）、精神的損害及び自宅の除染費用の損害賠償を求めた事例。

和解契約書

原子力損害賠償紛争解決センター平成 年（東）第 号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1、申立人X2（申立人兩名を「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

損害項目	別紙のとおり
期 間	別紙損害項目1から3につき、 自 平成23年3月11日 至 平成24年4月2日 別紙損害項目4につき、 自 平成23年3月11日 至 平成24年12月15日

2 和解の金額

被申立人は、申立人らに対し、前項記載の損害が金43万8880円であること、及び、この金員から支払済みの金16万円を控除した残額の金27万8880円について支払い義務があることを認める。

3 支払方法

（省略）

4 清算条項

第1項に掲げる期間における同項に掲げる損害項目（当該期間に限り、その遅延損害金を含む）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に債権債務が存在しないことを相互に確認する。

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印のうえ、申立人らが1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成24年10月3日

（仲介委員 松田研一）

(別紙)

損害項目

1	避難費用及び帰宅費用	金128,300円
2	精神的損害(自主的避難により、正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛として - 申立人×1分)	金40,000円
3	精神的損害(自主的避難により、正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛として - 申立人×2分)	金40,000円
4	除染費用	金230,580円
	小計	金438,880円